

地方債の充実・改善に関する提言

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 公債費負担の軽減を図るため、平成 24 年度までの措置とされている公的資金の補償金免除繰上償還について、平成 25 年度以降も措置を延長するとともに、不交付団体も対象としたうえで、年利等の対象要件の緩和を図ること。
また、既発地方債の償還に対する財政措置の充実及び償還年限の延長を図ること。
3. 都市基盤施設等の老朽化に伴う再整備事業等に係る既存の起債充当率を引き上げるとともに、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。
4. 東日本大震災関係
東日本大震災以降、防災にかかる財政需要額が増加していることから、都市自治体が円滑に事業を実施できるよう、地方単独事業分を含め、緊急防災・減災事業に必要な地方債資金を確保するとともに、適切な財政措置を講じること。